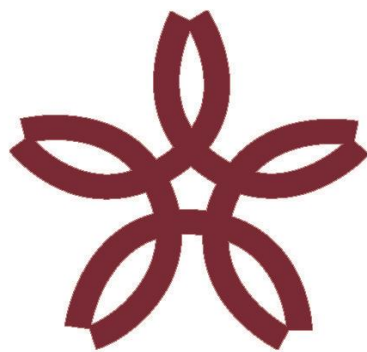


桜井市教育大綱



平成28年7月

桜井市

桜井市教育委員会

はじめに

桜井市は、ヤマト王権の誕生から飛鳥時代以前の古代国家成立の時代にその中心地となった重要な地域であり、「国のふるさと」の地として語り継がれ、「日本人の心のふるさと」として、時代を経て多くの文化財が今に受け継がれています。また、この穏やかな風土と自然環境に恵まれた豊かな土地で育まれた精神、伝統・文化も脈々と受け継がれています。これらは次世代の子どもたちにしっかりと継承しなければなりません。

しかし、近年、都市化や核家族化、少子高齢化、情報化等の急激な社会の変化の中で、家庭や地域の教育力の低下、地域における人間関係の希薄化が進み、これらの継承が困難になるとともに、児童虐待が大きな社会問題となっています。また、学校現場においては、いじめ、暴力行為、不登校等、早急に解決すべき教育的課題が山積しており、様々な調査結果からは規範意識や自尊感情の低下等の課題も指摘されています。

そのような中、平成25年6月には、国において第2期教育振興基本計画が策定されました。この基本計画では、改正教育基本法の理念を踏まえ、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が示されるとともに、成果目標・指標、具体的方策が明らかにされました。また、同年9月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体及び学校において、「いじめ防止基本方針」の策定等、速やかに取組を進めることとされました。さらに、同年12月、中央教育審議会は文部科学大臣に対し、教育委員会制度の抜本的な改革を主な内容とする「今後の地方教育行政の在り方について」の答申を行い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。今後は、このような国、県の動向を踏まえながら、教育行政を展開していく必要があります。

本市においては、平成23年度から平成32年度までを期間とする「第5次桜井市総合計画」を指針とし、国、県の政策・方針を参酌し、桜井市教育の推進のため、「桜井市教育大綱」を策定いたしました。

今後、「桜井市教育大綱」に基づき、時代の変化に対応した教育施策を展開し、常に改善を図りながら、施策・事業の充実に努めてまいります。

平成28年7月

桜 井 市
桜井市教育委員会

〈桜井市教育大綱の位置づけ〉

桜井市教育大綱は、国が閣議決定した「教育振興基本計画」を参酌しつつ、市の最上位計画である「第5次桜井市総合計画」（計画期間 平成23～32年度）と整合性のとれたものと位置づけ、本市における教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針を定めるものです。

なお、この大綱については、市長が、総合教育会議の場において教育委員会と協議・調整して定めています。

〈桜井市教育大綱の対象期間〉

桜井市教育大綱が対象とする期間は、第5次桜井市総合計画と整合を図り、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

平成（年度）	23～27	28	29	30	31	32
第5次 桜井市総合計画						
桜井市教育大綱						

〈桜井市教育大綱策定の背景〉

1. 多様な価値の中で変化する社会

現代の社会は、量的な拡大と充足を追求する状況から、成長によって得た豊かさを維持しながら質的な充実を図る状況に転換しつつあり、物より心の豊かさを重視する傾向が強まっています。

物質的な豊かさの中で育った世代は、個人の感性の豊かさを大切にし、趣味や私生活を楽しむことに情熱や努力を注ぐ等、多様な価値観に基づいたライフスタイルを取ろうとする傾向もあります。

その一方で、選択肢の多様化や社会の先行き不透明感等から、個人が明確な目的意識を持つことや何かに意欲的に取り組むことが、以前より困難になっているという指摘があります。

こうした中、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や希薄化する人間関係、自分さえよければ何をしていても許されるという利己的な「個人主義」の蔓延も見受けられます。

このように夢や目的を持つことが困難な社会において自立して生きていくためには、自らの将来や生き方について考える機会を提供し、社会人・職業人としてどのような人生を送りたいのか、自ら考え選択し、行動する意欲、態度、諸能力を身に付けることが重要です。

さらに、多様な価値観を持つ社会においては、個性や能力の発揮が利己的な個人主義に陥らないよう、社会の一員として自覚し行動できる意識や態度を養うとともに、お互いのよさや違いを認め合い尊重しながら、心豊かで創造的に生きていくことができる人づくりが求められています。

2. 少子化・高齢化の進行

本市の人口は平成12年の約6万3千人をピークに減少を続け、平成22年には約6万人と10年間に約3千人減少しており、我が国における人口のピークといわれる平成20年以前に人口減少に転じています。

平成10年以降マイナスに転じた社会増減に加え、平成17年以降自然増減がマイナスに転じ、少子化に拍車がかかっている状況となっています。

少子化によって、集団活動の選択の幅が狭まることや、子ども同士の切磋琢磨する機会が減ること、保護者の過保護や過干渉によって子どもの生活体験や自立が妨げられているといったマイナス面の指摘があります。また、地域においても、年齢を越えた子ども社会の形成が見られなくなり、子ども同士の人間関係づくりが難しくなっています。

一方、高齢者の人口は増加のペースが速まっており、平成32年に65歳以上の高齢者の人口比率が30%を超え、平成52年には約37%以上に達すると見込まれています。

高齢社会においては、高齢者が、生き甲斐のある充実した人生が送れるように、多様な学習ニーズに応えることができる生涯学習社会の構築に取り組むことや、地域の教育力を子どもたちの教育に生かすという視点から、高齢者の豊かな経験や知恵・技能が、様々な分野で生かされるような社会の構築が必要となります。

本市における地方創生の取り組みにより、この少子・高齢化の問題に対しては、解消に向けた各種の施策を実施しますが、当面の間、この状況が続くことが予想されます。

少子化・高齢化が進行した人口減少社会にあっては、「多様性」ということが

重視され、かけがえのない一人ひとりが多様な個性と能力を最大限に生かし、なおかつ共に助け合っていく社会の構築に向けた教育が求められます。そのために、まず、「自立」した個人の育成に向け、「生きる力」を子どもたち一人ひとりに確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培う必要があります。

3. 雇用形態の多様化

本県の雇用環境は一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している状況にあります。

平成19年に実施された「就業構造基本調査」において若年者（15～34歳）の非正規就業者の割合が、沖縄県、京都府に次いで全国3番目に高い値となっていました。平成24年の同調査では7.9千人（△11.1%）減と全国5番目へわずかながらも改善されています。

ただ、依然として若年者の非正規就業者の割合は高く、全体の39.2%を占めている状態にあります。

さらに、定職に就かない「フリーター」や「ニート」は、本市においても相当数存在すると考えられています。

このように雇用情勢において、若者たちが自立して生きていくことができるようにするためには、望ましい勤労観や職業観、働くことに必要な能力等を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択する能力や態度を育てることが必要です。

4. 情報通信技術（ICT）をはじめとする技術革新の進展

新しい知識、情報や技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として、その重要性を増す社会が到来する中で、優れた人材の養成と科学技術の振興が求められています。

科学技術の飛躍的な発展は、生活を便利で豊かなものにする一方で、環境破壊に代表されるような負の産物も生み出してきています。

科学技術を振興するためには、科学技術がもたらす負の部分にも配慮できる幅広いものの見方や考え方等の科学的素養を身に付けるとともに、常に新たな知識や技術を習得するため、生涯にわたり学び続ける態度を持つ人材を育成することが求められます。

インターネットに代表される情報通信技術の発展は、多くの情報を瞬時に手に入れることを可能にし、政治、経済、文化等に様々な変革をもたらしています。これに伴って児童生徒が、スマートフォンなどによりインターネットを利用する機会は、増加してきています。

その一方で、個人情報の漏えい、ネットワーク犯罪へ巻き込まれる危険性や、

スマートフォンの無料通信アプリ「LINE」や、会員制交流サイト（SNS）によるトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなど負の側面が一般的に指摘されています。

このように、高度情報化社会を生きる子どもたちにとっては、ネット社会に関する正しい認識を持つとともに、「情報活用能力」や情報モラル・マナーを身に付けることが強く求められています。

5. グローバル化の進行

グローバル化の進展に伴い、人、もの、情報が国や地域の枠を越えて行き交い、様々な分野における相互依存の関係がますます強くなっています。

本市では、フランス・シャルトル市と友好都市を締結し、互いに国際的視野を広げ、西洋の文化を東洋に、東洋の文化を西洋に伝え、広く文化・経済・産業・観光などの各分野の交流を通して、相互の友好親善を深めるとともに、フランスと日本の友好関係を一層深めるため、交流を行っています。

異なる文化や伝統に立脚する人々との共存が進む中、異文化を理解し、異文化を持つ人々とともに生きていく資質・能力・態度を育成していくことが求められています。

国際社会の中で活躍し、自らの考えを正確に表現し、主張するためには、世界的な視野を持つとともに、自国並びに他国の文化、伝統を尊重する態度や、外国語能力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力を身に付けることが重要です。

〈桜井市教育大綱の基本理念〉

**すべての世代の市民がつながりあい、
生涯を通して輝き続けることのできるまち「桜井」**

〈桜井市が目指す教育目標〉

- 子どもたち一人一人が、安心・安全で充実した学校教育が受けられる教育環境の整備に努めます。
- 生涯を通して様々な学習機会・学習環境が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりに活かせるような活動の推進に努めます。
- 市民がスポーツ活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせる活動を推進します。
- 青少年が地域のなかでいきいきと学び、自ら考え行動する力を育成する取組を進めます。
- 文化財等が適切に保存され、市民の財産として将来に継承するとともにまちづくり、地域づくりに活用されるよう努めます。
- 人権を尊重し、一人一人の立場や価値観を認め合い、潤いとゆとりのある暮らしづくりに努めます。
- 多様な交流が行われることで相互理解がなされ、市民がそれぞれ快適に暮らせる社会を推進します。

※ 第5次桜井市総合計画（2011～2020）

教育・生涯学習・交流分野で目指す市民生活の目標像 より

〈桜井市教育委員会のスローガン〉

～笑顔かがやく子ども・心きらめく教職員～

〈学校教育の目標〉

人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を目指す。

○「生きる力」を育む学校教育の推進

- ・確かな学力の育成
- ・豊かな人間性の育成
- ・たくましい心身の育成

○信頼される園・学校づくりの推進

- ・魅力ある園・学校づくり
- ・教職員の資質の向上
- ・家庭・地域との連携・協力

〈社会教育の目標〉

人を思いやり、共に助け合う、よりよい社会を築く人づくりを目指す。

○家庭教育の充実

○生涯学習の推進

○市民スポーツの推進

○人権教育の推進

○自然や文化遺産の保護及び活用

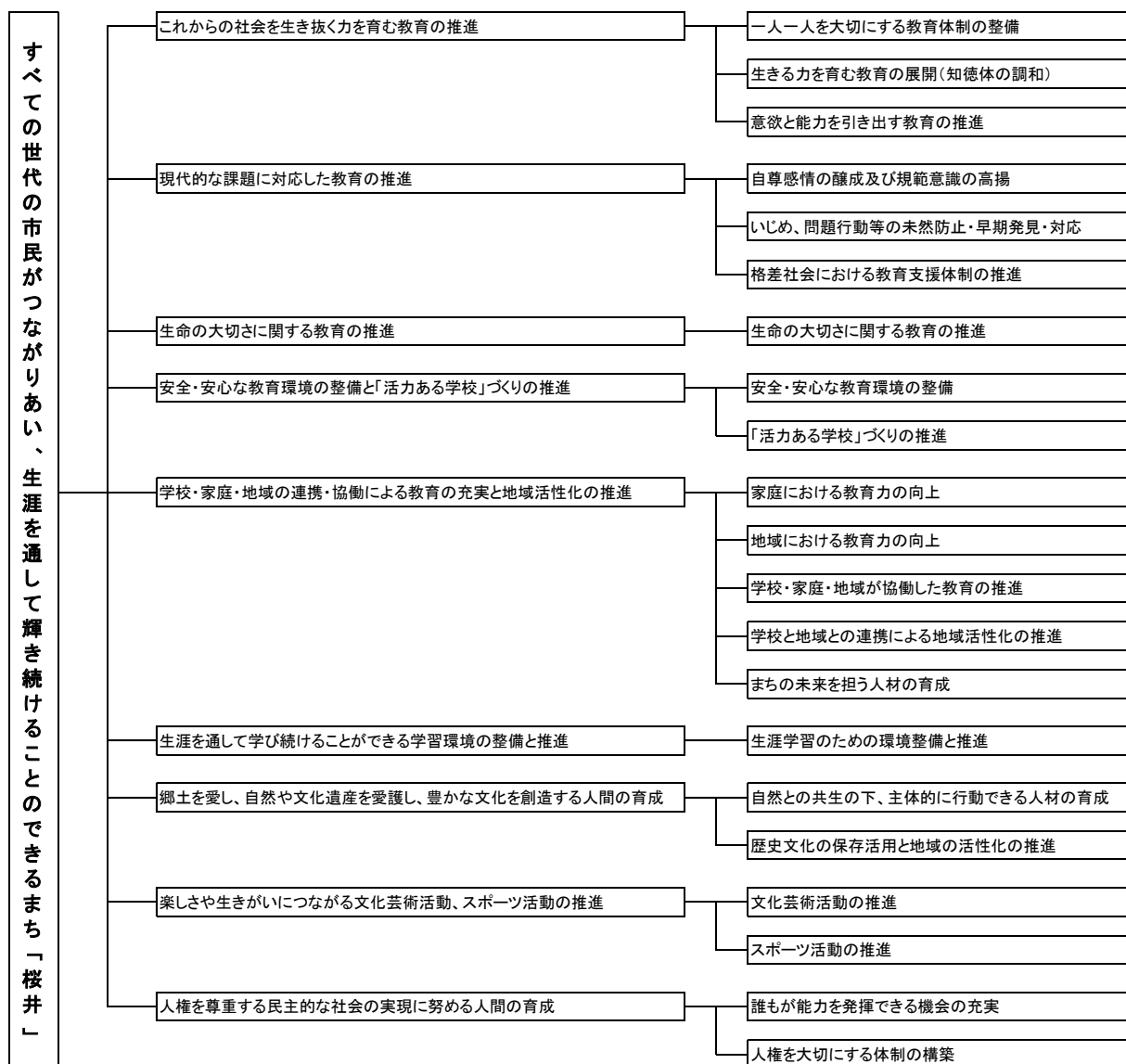
○生涯学習指導者の資質の向上及び活用

※ さくらの教育

平成27年度桜井市教育方針 より

本市は、上記の教育目標及び、スローガンに基づき、9つの「基本的な方針」の実現に取り組みます。

〈桜井市教育大綱の体系図〉



基本的な方針

1 これからの社会を生き抜く力を育む教育の推進

グローバル化や情報化の進展などにより激しく変化し、一層多様化が進む社会を生き抜くために、幅広い知識・教養と柔軟な思考力や自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等を育成します。

2 現代的な課題に対応した教育の推進

いじめ、暴力行為、規範意識の低下、不登校・長期欠席児童生徒、高校中退、アレルギー対応等幼児・児童・生徒に関わる課題解決や、家庭の経済的・社会的な事情にかかわらず誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めます。

3 生命の大切さに関する教育の推進

先人から受け継いだ「生命」を、次の世代につないでいくことの大切さについて理解を深めるための教育を推進します。

4 安全・安心な教育環境の整備と「活力ある学校」づくりの推進

幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校・園施設の老朽化対策及び耐震化など安全・安心な教育環境・体制の整備を推進します。また、児童生徒数の減少を見据えつつ、地域コミュニティの核としての役割を踏まえながら「活力ある学校」づくりを推進します。

5 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実と地域活性化の推進

家庭や地域の教育力を高め、社会全体で教育を支えていくとともに、学校・家庭・地域それぞれの役割を確認しながら信頼関係を構築し、連携・協働による教育の充実や地域活性化に向けた取組を推進します。

6 生涯を通して学び続けることができる学習環境の整備と推進

生涯学習を推進し、生涯現役を目指して誰もが学び続けることができるよう社会教育施設・設備の充実を図るとともに老朽化対策及び耐震化など、安全・安心な学習環境・体制の整備を推進します。

7 郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成

自然との共生のもと主体的に行動する人材を育成するとともに、郷土愛を醸成するため各発達段階で郷土に対する理解を深める教育を推進し、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動を充実します。また、「国のふるさと」ともいふべき比類なき歴史的風土に愛着と誇りを持ち、理解と認識を深めながら、本市の貴重な文化遺産の保存とその創造的な活用を図ります。

8 楽しさや生きがいにつながる文化芸術活動、スポーツ活動の推進

豊かな感性や創造性を涵養する文化芸術活動と、感動や元気を与えるスポーツ活動を推進し、一人一人が意欲・能力に応じてその力を発揮できる機会の充実を図ります。

9 人権を尊重する民主的な社会の実現に努める人間の育成

男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全等について、各分野の基本計画等に基づき、社会教育関係機関・団体と連携して、人権問題の解決と人権意識を一層高揚するための人権教育の推進に努めます。

具体的方策

1 これからの社会を生き抜く力を育む教育の推進

グローバル化や情報化の進展などにより激しく変化し、一層多様化が進む社会を生き抜くために、幅広い知識・教養と柔軟な思考力や自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等を育成します。

① 一人一人を大切にする教育体制の整備

- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学も含めて学校間の様々な連携による取組を強化し、連続性のある教育体制を構築する。
- 校務の効率化や保護者や地域との連携・協働を図り、教員が児童生徒一人一人とじっくり向き合える環境の整備等を推進する。
- 教員の資質向上、授業方法の改善、I C T活用等のための研修等を積極的に推進し、熱意を持って「分かる授業」「楽しい授業」「楽しい園・学校」づくりに取り組む教員を養成する。
- 家庭の経済状況など経済的・社会的な事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、その能力・可能性を最大限に伸ばせる環境づくりに努める。
- インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、特別支援教育の改善・充実を図る。
- 公教育の一翼を担っている私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、私学助成を実施する。

② 生きる力を育む教育の展開（知徳体の調和）

- 「基礎的な知識・技能」・「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」・「学習に取り組む意欲」の向上に努め、「確かな学力」を育成する。
- 自分と同時に他人の生命や生き方を尊重する心を育む道德教育の充実を図り、「豊かな人間性の育成」を推進する。
- 宿泊体験や自然体験など様々な体験活動や奉仕活動、部活動等を通して、子どもたちの社会性や協調性を育み、規範意識の向上を図る。
- 子どもたちの勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進する。
- 学校体育、部活動を充実させ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、「た

くましい心身の育成」を推進する。

- 子どもの肥満対策や生活習慣病の予防などの健康教育を進めるとともに、アレルギー疾患や感染症に対する危機管理体制の整備を図る。
- 学校と家庭、地域が一体となって、食に対する理解を深め、豊かで健やかな心と身体を育み、また、食文化を継承する食育運動を推進する。
- 伝統・文化に関する教育の充実を図り、日本人、桜井市民としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育む教育を推進する。

③ 意欲と能力を引き出す教育の推進

- 一人一人が明確な目標を持ち、意欲をもって主体的に学習に取り組む態度を育成する。
- 言語活動に対する関心や理解を深めるため、読書活動の充実を図る。
- 子どもの発達段階に応じ、理科、算数・数学に対する興味や関心が高まる機会・環境の充実に努める。
- グローバル化に対応した英語教育やICT教育など、これからの社会で必要とされる実践的な力を育成する。
- 学校や福祉・医療機関、企業などが連携し、障害のある子どもたち一人一人の将来を見据え、連続性をもって発達を支援する。
- 地域の特色や資源を活用しながら、特色ある学校教育の充実を図る。

2 現代的な課題に対応した教育の推進

いじめ、暴力行為、規範意識の低下、不登校・長期欠席児童生徒、高校中退、アレルギー対応等幼児・児童・生徒に関わる課題解決や、家庭の経済的・社会的な事情にかかわらず誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めます。

① 自尊感情の醸成及び規範意識の高揚

- 自尊感情の醸成及び規範意識の高揚に向け、道徳教育、人権教育の充実を図る。
- 児童会・生徒会活動等の自主活動に積極的に取り組み、自らの学校・地域に誇りをもち、「愛校心」「郷土愛」を高める取組を推進する。
- 体験活動及び読書活動を推進し、「心の教育」を推進する。
- キャリア教育の充実を図り、将来の目標、役割等についてじっくり考える取組を推進する。

② いじめ、問題行動等の未然防止・早期発見・対応

- 「桜井市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」の策定に努め、学校と家庭、地域、関係機関が連携を密にし、情報共有を図り、自らの役割を果たし、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめを根絶する。
- 定期的なアンケート調査、懇談、家庭訪問、観察等を通して児童・生徒及び学校の実態を把握できるように努める。
- 教職員一人一人がコミュニケーション能力を高め、児童・生徒、家庭、地域との人間関係の構築に努める。また、教職員間の連携を密にし、情報の共有化を図る。
- 教職員一人一人の指導力、危機管理能力、洞察力等を高めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織力を生かすための研修を推進する。
- 養護教諭、スクールカウンセラーなどを積極的に活用し、児童生徒や保護者に寄り添い、相談しやすい体制づくりを推進する。

③ 格差社会における教育支援体制の推進

- 格差の再生産・固定化を防ぐためには、幼児期・学齢期など早期の段階における対応が重要であることから、家庭の経済状況や子どもの学力等に応じて経済的支援や、学習面・生活面における支援などを推進する。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、それぞれの役割を果たし、子どもたちに社会参加・自立に必要な知識・能力を身につけさせるよう努める。

3 生命の大切さに関する教育の推進

先人から受け継いだ「生命」を、次の世代につないでいくことの大切さについて理解を深めるための教育を推進します。

① 生命の大切さに関する教育の推進

- 先人から受け継がれてきた生命を次世代につないでいくことの意義とともに自他の生命の大切さについて深く考えさせる教育を推進する。
- 乳幼児や子育て中の親と交流する機会を提供するとともに、結婚や子育てなど将来の自身の在り方を考えさせる教育を推進する。

4 安全・安心な教育環境の整備と「活力ある学校」づくりの推進

幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校・園施設の老朽化対策及び耐震化など安全・安心な教育環境・体制の整備を推進します。また、児童生徒数の減少を見据えつつ、地域コミュニティの核としての役割を踏まえながら「活力ある学校」づくりを推進します。

① 安全・安心な教育環境の整備

- 幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の老朽化対策及び耐震化などを推進する。
- 幼児・児童・生徒が危険を予知し、危険に際して自らの命を守れるよう安全教育、防災教育を推進する。
- 学校の安全管理体制の整備及び地域と連携した避難訓練の実施など、組織的対応の体制整備を推進する。

② 「活力ある学校」づくりの推進

- 子どもの数の減少が見込まれる中で、園・学校として望ましい学校規模の確保を図りながら、これからの時代に対応した新しい園・学校づくりを推進する。なお、園・学校の再編整備に当たっては園・学校や地域の実情を十分に配慮する。
- 幼児・児童・生徒への教育的な効果や地域コミュニティの核としての役割などの視点を踏まえた「活力ある学校」づくりの実現に向けた取組を推進する。

5 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実と地域活性化の推進

家庭や地域の教育力を高め、社会全体で教育を支えていくとともに、学校・家庭・地域それぞれの役割を確認しながら信頼関係を構築し、連携・協働による教育の充実や地域活性化に向けた取組を推進します。

① 家庭における教育力の向上

- 家庭において大人が子どもの模範となり、子どもの規範意識の醸成を図る取組を推進する。
- 「教育の原点は家庭にある」との認識の下、社会全体で家庭教育を大切にす

る気運を醸成する。

- 家庭教育の重要性や子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方などを学ぶための保護者向けの学習機会を拡充する。
- 教育機関及び福祉機関との連携を強化し、家庭教育や子育てに関する相談機能を充実するとともに、教職員OBや子育て支援ボランティア、子育て経験者などによる家庭教育支援活動を推進する。

② 地域における教育力の向上

- 「地域の子どもは地域で育てる」という認識の下、地域文化の伝承活動など、地域資源を活かした子どもと地域住民との多様な交流活動や体験活動を推進する。
- 地域住民による子どもたちの見守りや健全育成の取組を促進し、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに規範意識の高揚を図る。
- 公民館などの社会教育施設を拠点として、地域住民に学びの機会を提供し、その学びを地域の課題解決に向けた活動につなげるよう努める。

③ 学校・家庭・地域が協働した教育の推進

- 学校による家庭・地域への積極的な情報発信や学校地域パートナーシップ事業など、地域の実情に応じた保護者や地域住民の学校運営への参画機会の拡充により、地域とともにある学校づくりを推進する。
- 学童保育など地域の実情に応じた学校と家庭・地域の連携・協働体制の整備を促進する。
- 児童生徒が地域の中で学ぶ機会を拡充し、児童生徒による地域ボランティア活動など、学校が地域の一員としての役割を果たす取組を推進する。

④ 学校と地域との連携による地域活性化の推進

- 学校と地域との連携による地域コミュニティ機能の再生・強化や学校の活力の維持向上を図るための取組を促進する。
- 地域住民、教育機関や農業、商工業、サービス業、行政などの多様な主体の参加のもとに、地域の自然や歴史、文化、食などについて学び、地域の魅力を高め、人との交流を広げる人材を育成する。

⑤ まちの未来を担う人材の育成

○次代の地域を担う人づくりを進めていくためには、自ら学び行動し、主体的に生きる力を養成していくことが必要である。このため、市民が得意とする分野での知識・技術などを活かす場づくりに努め、地域活動に積極的に携わるボランティア、指導者の人材育成・活用を積極的に行う。

6 生涯を通して学び続けることができる学習環境の整備と推進

生涯学習を推進し、生涯現役を目指して、誰もが学び続けることができるよう社会教育施設・設備の充実を図るとともに老朽化対策及び耐震化など、安全・安心な学習環境・体制の整備を推進します。

① 生涯学習のための学習環境の整備と推進

- 市民の多様な学習ニーズに対応するとともに、幅広い層の参加が図れるようさらなる学習メニューの充実及び、安全・安心に活動できるよう施設の老朽化対策及び耐震化などを推進する。
- 生涯学習をより一層有意義なものにするために、そこで得た知識や技術を身近な地域活動に活用し、社会の中で自らの役割を果たす「生涯現役」であり続けられる環境や活動体制の整備を推進する。
- 個性豊かな市民文化の創造のために、貴重な伝統文化や郷土の歴史について、深く学ぶことができる環境づくりの充実に努める。
- 生涯学習を通じて指導者となり得る人材の発掘・育成に努め、その資質の向上及び活用を図る。

7 郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成

自然との共生のもと主体的に行動する人材を育成するとともに、郷土愛を醸成するため各発達段階で郷土に対する理解を深める教育を推進し、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動を充実します。また、「国のふるさと」ともいふべき比類なき歴史的風土に愛着と誇りを持ち、理解と認識を深めながら、本市の貴重な文化遺産の保存とその創造的な活用を図ります。

① 自然との共生の下、主体的に行動できる人材の育成

- 学校や地域での環境教育など、子どもの頃から人と自然との関わりを実感する機会を拡大し、自然との共生を尊重する価値観を持つ人づくりを推進する。
- 人々の生活や環境と森林との関係についての理解と関心を深めるとともに、森林を大切に作る気持ちをもち、森林環境を守り育てようとする態度を育てることを目的とする森林環境教育を推進する。

② 歴史文化の保存活用と地域の活性化の推進

- 文化遺産の活用を通して、保存環境の整備を進め、地域の活性化を図る。
- 遺跡の調査を進め、市民とともに保存活用整備に努める。
- 文化遺産の価値や魅力を広報し、啓発活動を推進する。

8 楽しさや生きがいにつながる文化芸術活動、スポーツ活動の推進

豊かな感性や創造性を涵養する文化芸術活動と、感動や元気を与えるスポーツ活動を推進し、一人一人が意欲・能力に応じてその力を発揮できる機会の充実を図ります。

① 文化芸術活動の推進

- 日本文化発祥の地として、市内在住の芸術家などとの連携を図り、「観る文化」から「創造的に参加する文化」へと発展させるとともに、桜井らしい文化の継承と創造を推進する。
- 図書館においては、郷土の歴史や伝統文化の学習のための特色ある図書・資料などの充実を図る。
- 公共施設などの活用により、文化振興の拠点として各種文化行事を推進する。

② スポーツ活動の推進

- スポーツ技術の向上や地域スポーツ活動の振興を図るため、情報交換を行う組織及び活動拠点づくりを推進し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備・充実を図る。
- 多様なスポーツニーズに対応するため、地域におけるスポーツリーダー及

びスポーツ指導者の育成やボランティアの参加を推進する。

9 人権を尊重する民主的な社会の実現に努める人間の育成

男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全等について、各分野の基本計画等に基づき、社会教育関係機関・団体と連携して、人権問題の解決と人権意識を一層高揚するための人権教育の推進に努めます。

① 誰もが能力を発揮できる機会の充実

- 男女共同参画を進めながら、女性や高齢者などの能力、知恵、技術、感性などを地域との関わりの中で発揮できる機会を充実させ、それぞれの役割を担える環境の整備に努める。
- 地域社会や学校などあらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会・各小学校区人権教育推進協議会等の強化を図り、参加型の研修機会の充実を図る。
- 広報誌等による啓発や各種啓発機会の充実を図り、市民一人一人の人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまちづくり」を推進する。

② 人権を大切にする体制の構築

- 市民一人一人が日々の暮らしの中で人権を自分の問題として捉え直し、具体的な実践につなげていく体制を構築する。
- 市民が人権に関する様々な問題に直面したとき、一人で悩むことがないよう、当事者の立場できめ細かな相談活動ができる体制づくりを推進する。